記 者 発 表 資 料 平成 2 6 年 4 月 2 1 日 医学部設置推進室

担当:田畑、生田

内線2465

新設される医学部の卒業生を東北地方に定着させるための方策について

1 趣旨

「東北地方における医学部設置認可に関する基本方針について」(平成 25 年 12 月 17 日付け復興庁・文部科学省・厚生労働省合意)において、「大学と地方公共団体が連携し、卒業生が東北地方に残り、地域の医師不足の解消に寄与する方策を講じること」が留意点の一つに掲げられたことを踏まえ、その方策として、県が主体となった新たな医学生修学資金(ファンド)制度を創設するもの。

2 制度(案)の概要について

現在検討中の制度(案)については、概ね以下のとおり。

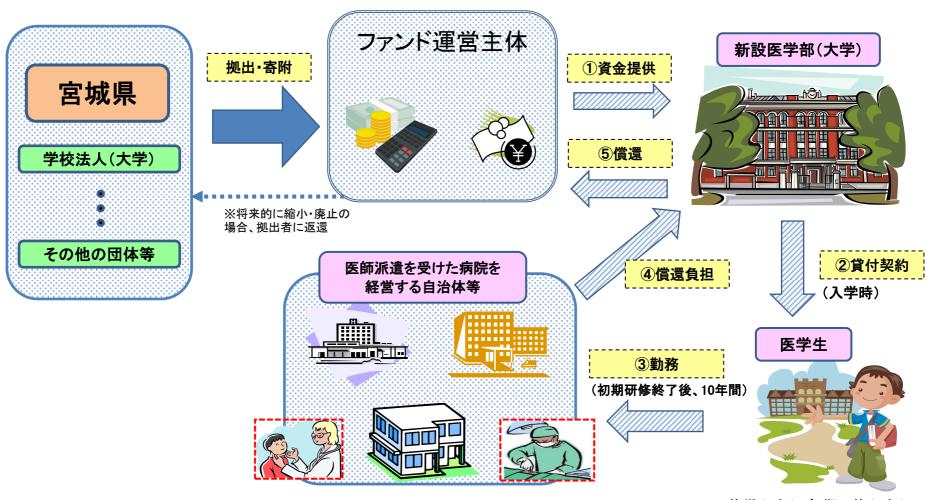
- (1) 県が中心となって新たな医学生修学資金(ファンド)制度を創設し、新設される 医学部に資金提供する。
- (2)新設される医学部には、卒業後の一定期間 (10年間を想定)、予め指定する東北地方の自治体等病院に勤務することを条件として入学する学生枠を設定し、当該枠の入学生には、ファンドからの資金を原資とした貸付けを受けることを義務づける。
- (3) 卒業後に当該医学生を受け入れた病院を経営する市町村等では、貸付額の10分の 1に相当する額を当該医学生に代わって償還するような形で毎年、負担する。 これにより、10年間の勤務を終えた場合、当該学生は貸付金の債務を免除される。
- (4) 病院を経営する市町村等が負担した額はファンドに償還され、新たな入学生への貸付金の原資となって循環する継続的な制度となる。

※具体的イメージは別紙を参照

3 今後の進め方について

ファンドの創設時期ほか拠出額をはじめとする制度の詳細については、医学部設置認可の対象となる1校の採択が決定した後、当該学校法人等と協議して決定する。

新設される医学部の卒業生を東北地方に定着させるための方策について(イメージ) ~新たな医学生修学資金(ファンド)制度の創設~



修学(6年)、初期研修(2年)